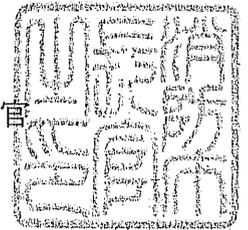




消 防 災 第 9 0 号  
平 成 2 0 年 3 月 2 7 日

各 都 道 府 県 知 事 }  
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 長 官



市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）  
及び消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例準則の一部を  
改正する場合の条例（例）について

非常勤消防団員に係る退職報償金については、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）の規定により、市町村が条例で所要の定めをすることとされており、これを踏まえ、消防庁においては、市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）及び消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例準則を制定しているところであります。

近年、非常勤消防団員の活動形態が多様化してきていますが、消防庁として、このような状況の変化に即した消防団員退職報償金支給責任共済契約のあり方を検討した結果、今般、市町村や一部事務組合が、永年勤続して退職した非常勤消防団員の労苦に報いるために支給されるもの、という退職報償金の趣旨を踏襲しつつ、地域の実情に応じ、同契約に係る掛金の対象者を合理的なものとするため必要な見直しを行う場合の参考として、下記のとおり、同条例（例）及び同条例準則の一部を改正する場合の条例（例）を制定することとしました。

つきましては、これを貴職の執務の参考とされるとともに、各都道府県知事におかれましては、管内の市町村及び関係一部事務組合に対し周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 一部改正条例（例）制定の趣旨

近年の非常勤消防団員（以下「団員」という。）の活動形態の多様化を踏まえ、今後の新たな団員の任用に当たって、永年勤続して退職した非常勤消防団員の労苦に報

いるために支給されるもの、という退職報償金の趣旨を踏襲しつつ、消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金（以下「契約掛金」という。）の対象者を合理的なものとし、もって同責任共済制度の運用の一層の適正化を図るため。

## 2 一部改正条例（例）の内容 別紙のとおり。

## 3 留意すべき点

(1) まず、既存の団員の活動形態に変更がないにもかかわらず、その全部又は一部を契約掛金の対象から対象外に振り替えることは、今回の一部改正条例（例）制定の趣旨に反するので、慎まれない。

また、以下のような取扱いも、消防団員退職報償金支給責任共済制度及び退職報償金制度の趣旨に照らし不適切であるので、慎まれない。

- 退職報償金を支給する予定であるにもかかわらず、契約掛金の対象としないこと。
- 市町村の財政状況等団員の活動形態と直接関係がない理由により、契約掛金の対象としないこと。また、このような理由により、退職報償金の支給自体を行わないこと。

(2) 次に、市町村又は関係一部事務組合において、退職報償金の趣旨を踏襲しつつ、地域の実情に応じ、契約掛金の対象者を合理的なものとするため必要な見直しを行う場合には、以下の点に留意し、今後とも、消防団員退職報償金支給責任共済制度及び退職報償金制度の適切な運用に努められたい。

- ① 今回の一部改正条例（例）は、市町村又は関係一部事務組合が退職報償金の趣旨を踏襲しつつ、地域の実情に応じ、契約掛金の対象者を合理的なものとするため必要な見直しをしようとする場合があることを想定し、このような場合の条例の定め方の例を追加的に示したものであって、既存の市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）及び消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例準則は、今後とも、全国市町村条例のモデルとなるべきものであること。
- ② 今回の一部改正条例（例）において、一部の団員を例外的に契約掛金の対象から除くこととした理由は、近年の団員の活動形態（任用期間、従事すべき消防事務の範囲等）の多様化にかんがみ、活動形態が退職報償金の支給になじまないため任用当初からその支給が予定されていない団員については、同責任共済契約を利用してその財源を確保する必要はなく、このような者を契約掛金の対象とすることは合理的でないと考えられるためであること。
- ③ 契約掛金の対象外とすることになじむ団員の範囲は極めて限定的であり、具体的に想定されるのは、以下のいずれかに該当する者であること。

ア 任用期間が5年未満である団員

イ 任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、同一の消防団における団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員

市町村又は関係一部事務組合においては、今回の一部改正条例（例）の趣旨を踏まえ、該当する団員の範囲と人数を条例で適切に定められたいこと。

また、今後新たに任用しようとする団員が上記イに該当するか否かについては、従事すべき消防事務の範囲が限定されていることのみならず、当該消防事務の量、困難性、危険性等の大小、同一消防団における団員間の衡平等も勘案して、総合的に判断されたいこと。したがって、今後、いわゆる「機能別団員」を新たに任用する場合であっても、「機能別団員」であることをもって当然に上記イに該当することにはならず、任用時の諸条件や同一の消防団における他の団員との均衡等に照らし総合的に判断する必要があること。

なお、退職報償金の支給や契約掛金の額の算定に当たって、個々の団員が上記イに該当するか否か疑義の生ずることを避けるためには、市町村又は関係一部事務組合の規則、服務規程等により判断基準を更に具体化すること（例：消防事務に従事する義務が生ずるのは大規模災害時のみであること、参加すべき訓練の回数は毎年1回程度であること、等）や、任用時の辞令において当該判断基準に該当する旨を明示すること等の工夫が必要であり、地域の実情を踏まえ適切に対応されたいこと。

- ④ 今回の一部改正条例（例）は、消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の対象者に関するものであって、消防団員等公務災害補償責任共済契約については何ら変更はなく、従前どおり、すべての団員が掛金の対象となるものであること。

また、団員が退職した場合に退職報償金を支給しなければならないという消防組織法第25条の規定に何ら変更はなく、当該一部改正条例（例）による改正後の条例（例）及び条例準則においても、従前どおり、5年以上勤務して退職した団員に、勤務年数及び階級に応じた額の退職報償金を支給することとしていること。

担当	消防庁国民保護・防災部防災課	志田災害対策官 小川事務官
電話	03-5253-7525	
FAX	03-5253-7535	

市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）の一部を改正する条例（例）  
市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）（昭和三十九年五月二十二日自消  
甲教発第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「五年以上」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号の一に該当する非常勤消防団員については、この限りでない。

一 勤務年数が五年未満である者

二 任用に当たつて従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難  
性等、非常勤消防団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない者

第四条の二中「一定期間勤務しなかつたことが明白である場合」を「次の各号の一に該当する場合」に改  
め、同条に次の三号を加える。

一 一定期間勤務しなかつたことが明白であるとき。

二 任用期間が五年未満である者として勤務したとき。

三 第二条第二号に該当する者として勤務したとき。

## 附 則

1 この条例（例）は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）第二条（第二号に係る部分に限る。）及び第四条の二（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に

ついては、この条例の施行の際現に団員である者は、当該各号に規定する者に該当しないものとみなす。

市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）の一部を改正する条例（例）新旧対照条文（傍線部分は改正部分）  
 ○市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）（昭和三十九年五月二十二日自消甲教発第二十四号）抄

改 正 案

現 行

（退職報償金の支給額）

第二条 退職報償金は、非常勤消防団員として 勤務して退職

した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。ただし、次の各号の一に該当する非常勤消防団員については、この限りでない。

一 勤務年数が五年未満である者

二 任用に当たつて従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、非常勤消防団員間の  
 衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない者

第四条の二 非常勤消防団員が次の各号の一に該当する場合には

、その期間は勤務年数に算入しない。

- 一 一定期間勤務しなかつたことが明白であるとき。
- 二 任用期間が五年未満である者として勤務したとき。
- 三 第二条第二号に該当する者として勤務したとき。

（退職報償金の支給額）

第二条 退職報償金は、非常勤消防団員として五年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

第四条の二 非常勤消防団員が一定期間勤務しなかつたことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例準則の一部を改正する条例準則

〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例準則（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（定員）

第二条 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十九条第二項の規定に基づく団員の定数は人とする。

2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）第四条第一項第一号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、前項の団員の定数とする。

3 同令第四条第三項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第一項の団員の定数から当該定数のうち次の各号の一に該当するものの合計数を控除した数とする。

一 任用期間が五年未満である団員に係るもの 人

二 任用に当たつて従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員に係るもの

人

第十五条第一項中「団員」の下に「（勤務年数が五年未満である者及び第二条第三項第二号の団員に該当する者を除く。）」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十年十月一日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に団員である者は、第二条第三項各号に規定する団員に該当しないものとみなす。

- 3 この条例の施行の日から平成二十年九月三十日までの間におけるこの条例による改正後の第十五条第一項の規定の適用については、同項中「勤務年数が五年未満である者及び第二条第三項第二号の団員に該当

する者」とあるのは、「勤務年数が五年未満である者」とする。

〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例準則の一部を改正する条例準則新旧対照条文（傍線部分は改正部分）  
〇〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例準則（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）抄

改正案

現行

（定員）

第二条 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十九条第

二項の規定に基づく団員の定数は 人とする。

2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和

三十一年政令第三百四十六号）第四条第一項第一号の規定に基づき

消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するた  
めに用いる条例定員は、前項の団員の定数とする。

3 同令第四条第三項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共

済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第一項  
の団員の定数から当該定数のうち次の各号の一に該当するものの合  
計数を控除した数とする。

一 任用期間が五年未満である団員に係るもの 人

二 任用に当たつて従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されて  
おり、かつ、当該消防事務の量、困難性等、団員間の衡平その他  
の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員に

係るもの 人

（定員）

第二条

団員の定数は 人とする。

(退職報償金)

第十五条 団員（勤務年数が五年未満である者及び第二条第三項第二号の団員に該当する者を除く。）が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その者の家族）に退職報償金を支給する。

2  
(略)

(退職報償金)

第十五条 団員  
が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その者の家族）に退職報償金を支給する。

2  
(略)